平成２９年（フ）第５４号
北海道北見市中央三輪２丁目315番地20　Ｐ－２号、前住所北海道北見市大正59番地104
債務者　瀬戸美由紀
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
埼玉県熊谷市玉作3710番地７、旧住所埼玉県行田市桜町１丁目12番14号　フォーシーズンズ桜町　102号室
債務者　及川　　潤
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５０号
山口県下松市南花岡３丁目９番１号
債務者　坂本　祐信
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６３５号
さいたま市浦和区神明２丁目25番10号
債務者　芳士戸祐美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４０号
埼玉県久喜市桜田３丁目７番４－105
債務者　平出　志保
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５１号
さいたま市大宮区寿能町２丁目140番地１　寿能団地７－507
債務者　伊平　美幸（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７０２号
埼玉県志木市幸町４丁目10番50号　さかえ荘202号
債務者　田邊　雅美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２０号
さいたま市北区別所町66番地３　シティハイムセルティア201号室
債務者　遠藤　未央
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０５号
さいたま市緑区東浦和２丁目３番地８　グリーンヒル102
債務者　髙橋　祐貴
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
埼玉県越谷市大字袋山389番地１　越谷袋山住宅１－105、旧住所埼玉県越谷市大字袋山1124番地４　小林ハイツ202
債務者　根岸　順子（旧姓石川・飯島）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
静岡県駿東郡小山町竹之下2528番地の10　ロイヤルヒルズツタヤ102、前住所静岡県御殿場市中丸254番地
債務者　田代　美栄
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
静岡県沼津市豊町３番地の２
債務者　小林　誠二
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
静岡県沼津市豊町３番地の２
債務者　小林　勝美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
大阪府貝塚市名越611番地５、申立時の住所大阪府阪南市和泉鳥取1134番地の75
債務者　黒木　勝也
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
大阪府和泉市仏並町449番地の２日本トランスネット内
債務者　奥田　　進
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
大阪府泉大津市寿町16番37－201号
債務者　小瀬　翔太
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目11番４号　Ｂ－12
債務者　山本　　努
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係